令和4年度 第3回 首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料3】管理運営の仕組みの見直し

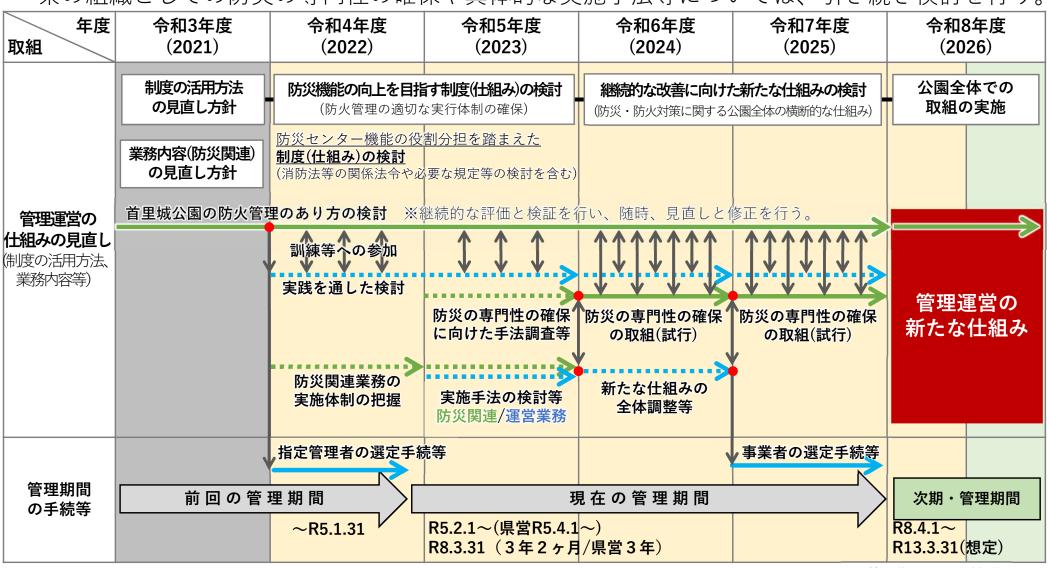
- 1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール
- 2. 首里城公園の管理運営の特徴
- 3. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けた取組

1. 管理運営の仕組みの見直しのスケジュール

令和3年度の検討を踏まえ、防火管理の適切な実行体制の確保に向けて、<u>防災機能の向上を目</u> 指す制度(仕組み)の詳細検討を行っているところである。

首里城公園の防火管理のあり方について、継続的な評価と検証を行い、随時、見直しと修正を 行うことを軸とした管理運営の新たな仕組みを構築していく。

県の組織としての防災の専門性の確保や具体的な実施手法等については、引き続き検討を行う。



2. 首里城公園の管理運営の特徴(都市公園法の位置づけ)

首里城公園は、口号公園(都市公園法第2条第1項第2号口)であることから、通常の公園の管理運営に加えて、**文化的資産の保存及び活用の観点からの管理運営も必要**である。

- ▶ 首里城公園(国営沖縄記念公園首里城地区)は、都市公園法の<u>第二条第一項第2号口</u>に基づき、 設置された都市公園である。
- ▶ 「国営沖縄記念公園首里城地区基本計画」(昭和62年3月/沖縄総合事務局開発建設部)では、 歴史の拠点かつ伝統・文化の拠点として、沖縄の歴史・文化の理解に役立ち、県民の愛情と 誇りの醸成や、新たな文化の創造の場とすること、観光形態の充実を目指すこと等が位置付 けられている。
- ▶ 首里城跡は国指定史跡であり、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして、世界 文化遺産に登録されている。

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)

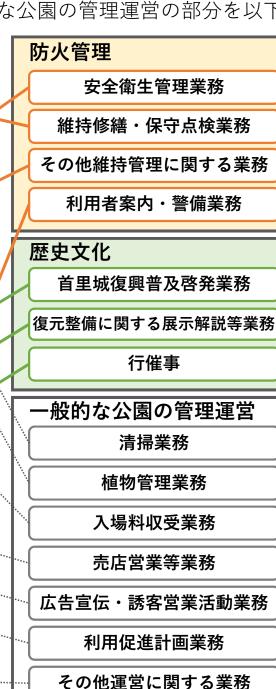
(定義)

- **第二条** この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は 国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。
- ─ 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - ✔ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)
 - □ <u>国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経</u>て設置する都市計画施設である公園又は緑地

2. 首里城公園の管理運営の特徴(指定管理者の業務内容)

現在の管理期間(R5.2.1~R8.3.31)における指定管理者の業務内容は、維持管理及び運営に大別されているが、 首里城公園に特化した専門的な部分と一般的な公園の管理運営の部分を以下のとおり整理した。

維持管理 維持修繕・保守点検業務 清掃業務 植物管理業務 安全衛生管理業務 その他維持管理に関する業務 運営 入場料収受業務 首里城復興普及啓発業務 復元整備に関する展示解説等業務 行催事 売店営業等業務 広告宣伝・誘客営業活動業務 利用促進計画業務 利用者案内・警備業務 その他運営に関する業務



首里城の立地・建築物の様々な特性を踏まえた防火管理の 高い専門性が求められる業務

※復元整備等に伴い、今後も 対応の変化が伴うもの

首里城の歴史・文化に関する 高い専門性が求められる業務

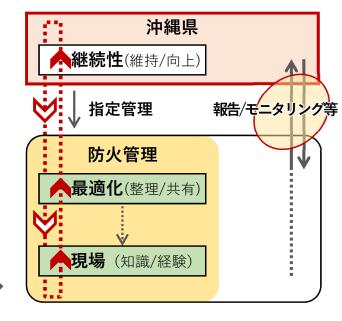
他の同規模の公園の管理運営 の実績がある事業者であれば、 首里城公園の特性を踏まえた 実施が可能と見込まれる業務

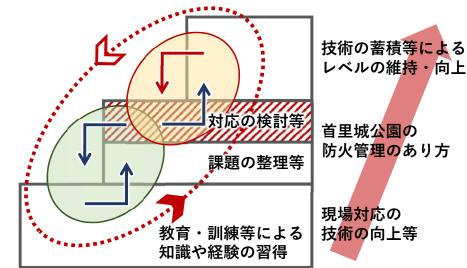
3. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けた取組

首里城火災前の指定管理者制度の運用では、県としての技術の蓄積や業務の安定性・継続性などに課題があった。 首里城火災以降は、国・県・事業者等の関係者が連携し、現場での訓練等の実践を通して、首里城公園の防火管 理のあり方を検討している。これらの取組を通じた技術の蓄積等によるレベルの維持・向上を適切な防火管理の 実行体制の仕組みとして確立させることを目指しているところである。

首里城火災前の指定管理者制度の運用イメージ 沖縄県 指定管理 報告/モニタリング等 維持管理 ・施設維持管理 ·安全衛生管理 運営 ・利用者案内 • 警備 ・入場料収受 ・広告宣伝 ・誘客営業 · 利用促進 • 行催事 • 展示解説 • 普及啓発 · 売店営業等 募集要項 仕様書 要求水準書等 報告等 モニタリング等 仕様書等に基づく 業務計画等 業務改善等 計画等に基づく 現場の管理運営等

首里城火災以降の防火管理に関する取組イメージ





3. 防火管理の適切な実行体制の確保に向けた取組

首里城公園における防火管理の適切な実行体制の確保に向けて、①技術の蓄積、②人材育成(教育訓練等)、③業務の継続性(業務水準の維持・向上)の観点から、以下の事項に取り組むこととする。

①技術の蓄積

防災センター機能の役割分担や初期消火及び避難誘導等の運用体制などの「首里城公園の防火管理のあり方」 を現場での実践を通して、より具体的に深めていく取組を継続し、沖縄県としての技術の蓄積としていく。

火災前の状況:首里城公園の防火管理に関係する安全衛生管理計画や消防計画などは、指定管理者の業務の中で 策定することとしており、指定管理者が業務として各種計画等を策定し、計画等に基づく訓練等 を実施していた。

現在の状況等:防災センター機能の役割分担、工事エリアとの連携・応援体制、初期消火及び避難誘導等の運用 体制、防火設備等の整備など、首里城公園の防火管理のあり方について、国・県・事業者等の関 係者が連携し、訓練など現場での実践を通して、検討している。

今後の取組等:首里城公園の防火管理のあり方を現場での実践を通して、より具体的に深めていく取組を継続し、 沖縄県としての技術の蓄積としていく。

※蓄積した技術を活用し、人材育成や業務の継続性につなげていく。

②人材育成(教育・訓練等)

発災時の対応の手順や内容に関する体系的な整理や、防災教育ツール等の開発、実践的な訓練を行うことができる環境の整備等を行い、防災訓練の実効性や防災意識を高め、教育・訓練等を通した人材育成に取り組む。

③業務の継続性(業務水準の維持・向上)

①技術の蓄積や②人材育成の取組を通じて、首里城公園の防火管理の内容が、より具体化、明文化されていくとともに、防火管理の適切な実行体制を確保し、業務の水準を維持・向上につなげていく。

<その他検討事項>

※上記の取組を円滑に進めるために、防災関係の技術職員等の配置や専門業者等による業務支援などを検討する。 ※これまで指定管理者が担っていた防火管理に係る現場対応について、県が直接的に関わる実施方法を検討する。

<参考>1. 首里城公園の管理運営の実施体制

(一財)沖縄美ら島財団【本社】

総務・人事・調査企画

- ・職員の任免、給与、福利厚生、契約
- ・人的支援や保険加入

総括責任者

・公園管理の総合管理・外部事例調査等

防災危機管理

- ・防災危機管理部署によるサポート
- ・マニュアルや訓練の指導
- 緊急事態時の支援

財務・経理

- · 予算、決算、出納関係事務
- ・財務チェック、外部監査のとりまとめ 等

広報・情報システム

- ・広報・誘客・OCVB連携
- ・システム整備や

ICT・DX等の対応

首里城公園管理センター

利用案内業務 部門責任者

維持管理業務

部門責任者

運営A

部門責任者

運営B

部門青仟者

庶務経理

- 区分経理
- ・各種計画書や報告書対応

等

等

利用者案内・警備業務

- ・利用者サービス・案内
- ・警備・緊急時対応

入場料収受業務

· 入場料収受

委託(警備)

- · 利用案内業務
- モニター監視
- ・防火・防犯業務等

清掃・植物管理

· 清掃 · 衛生管理 · 害虫獣駆除

・事故・災害等の発生時の対応等

維持管理・安全衛生管理業務

・施設設備の保守・点検・修繕

・事故・災害等の予防、訓練

植栽計画立案・植物管理

委託(清掃)

・施設内の清掃

広報宣伝・誘客営業

利用促進・行催事業務

- 展示解説・普及啓発業務 ・公園の利用促進・誘客
- 広報・報道機関対応
- 地域連携・行催事
- ・県営公園の許可業務
- ・歴史文化・復元の展示解説
- ・歴史文化・復興の普及啓発 等

売店営業等業務

- ・売店・飲食店の運営
- 自動販売機の運営
- 駐車場関連業務

等

総合研究センター

調查研究業務

- ・琉球の歴史・文化調査研究
- 公園管理技術の調査研究
- ・X線検査や動植物の 牛熊調香

等

委託(設備)

- ・設備の監視・点検
- ・軽微な修繕
- ・防火・防犯業務等

委託(植物)

- ・施設内の植栽管理
- ・城壁・園路管理等

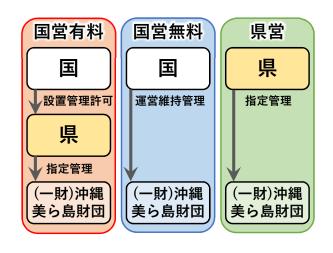
防火管理に関係する 主な業務等

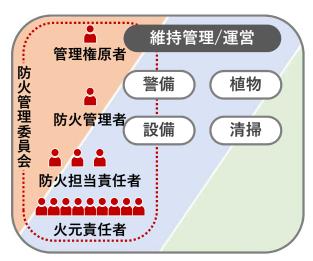
※その他業務等の従事者も含めて、 自衛消防隊として対応している。

赤字:歴史・文化に 主に関係する業務等

※その他業務等においても、首里城 の歴史文化を踏まえた対応が必要

<参考>2. 首里城公園の防火管理の体制





3つのエリアを一帯とした防火管理

- ・同一敷地
- ・管理について権原を有する者が同一

首里城公園 消防計画 (城郭内) (城郭外)

■管理権原者

- ・防火管理業務について、全ての責任を持つ
- ・防火管理業務を適切に遂行できる者を防火管理者として選任する
- ・防火管理者が消防計画を作成及び変更する場合、必要な指導及び助言を行う。

■防火管理者

- (1)消防計画の作成又は変更
- (2)消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3)従業員等に対する防災教育の実施
- (4)建築物及び消防用設備等の各種点検と監督
- (5)改修工事など工事中の立ち会い及び 安全計画の策定

- (6)火気の使用、取扱いの指示、監督
- (7)収容人員の適正管理
- (8)防火担当責任者及び火元責任者に対する 指導、監督
- (9)管理権原者への提案や報告
- (10)その他防火管理上必要な業務

■防火担当責任者

- (1)担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
- (2)防火管理者の補佐に関すること
- (3)休日、夜間における警備担当部門等への業務引継ぎ等に関すること
- (4)火災予防のための組織編成や注意事項などを関係者に配布通知、掲示
- (5)その他防火管理上必要な業務に関すること

■火元責任者

- (1)担当区域内の火気の管理に関すること
- (2)担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の管理に関すること
- (3)地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること
- (4)防火担当責任者の補佐に関すること
- (5)その他防火管理上必要な業務に関すること

■防火管理委員会

- ・防火管理業務の基本となる事項について審議し、消防計画の適正な運営に反映
- (1)消防計画の策定及び変更並びに実行に関すること
- (2)防災施設の維持管理に関すること
- (3)自衛消防組織に関すること
- (4)防災教育及び訓練に関すること
- (5)儀式、催物その他の行催事における防火措置に関すること
- (6)火災等の緊急時における周辺住民との協力体制に関すること
- (7)地震対策に関すること
- (8)その他防火管理及び安全対策に関すること
- ・審議にあたって、必要に応じ消防機関その他の行政機関等の意見を聞くものとする。

<参考>3. 沖縄県庁舎等の防火管理の体制(本庁舎等の場合)

委員長

(財政統括監)

黒字:沖縄県庁舎等管理規則 赤字:沖縄県庁舎等防火管理規程

防火管理組織

庁舎管理責任者 (総務部長)

- ・県庁舎等を管理
- ・火気使用を承認する場合、 防火管理者の意見を聴く
- ・県庁舎等の防火管理に 関する業務を総括

防火対策委員会

・県庁舎等の防火管理に関する事項を審議

- (1)消防計画に関すること。
- (2)消防用設備等の改善に関すること。
- (3)防火管理に関する調査及び研究に関すること。
- (4)防火思想の普及及び高揚に関すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、県庁舎等の防火管理に関し必要な事項
- (1)各部等主管課長 (2)知事公室防災危機管理課長 (3)総務部管財課長 (4)出納事務局会計課長
- (5)企業局総務企画課長 (6)病院事業局病院事業総務課長 (7)教育庁総務課長
- (8)人事委員会事務局総務課長 (9)監查委員事務局監查課長 (10)労働委員会事務局調整審查課長

委員長

委員

- 【職務】(1)消防計画を作成すること。
 - (2)消火、通報、避難及びその他の訓練を実施すること。
 - (3)消防用設備等の点検及び整備に関すること。
 - (4)火気物品等の使用又は取扱いについて、指揮及び監督をすること。
 - (5)前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

【消防訓練】【消防用設備等の点検】【警報伝達及び火気使用の規制等】【消防機関との連絡】

事務室等

室内管理者 (課長)

・事務室等を管理

防火管理者

(総務部管財課長)

- ・火気使用の際はあらかじめ 庁舎管理責任者の承認を受ける
- ・事務室等の防火管理に関する業務を行う

火気取締責任者 (職員)

- ・事務室等の火気、電気使用器具、 危険物等に係る防火管理を行う
- 職員

職員

職員

- ・庁舎管理責任者又は室内管理者の指示を誠実 に守り、保全及び秩序の維持に積極的に協力
- ・退庁の際、火気、消灯等を点検後完全に施錠
- 他の職員と協力して初期消火に努める
- ・消防訓練に協力しなければならない

事務室等

室内管理者 (課長)

室内管理者 (課長)

事務室等

火気取締責任者 (職員)

火気取締責任者 (職員)

- ・火災を発見した場合、通報するとともに、
- ・防火に関する知識及び技術の習得に努める

職員

職員

職員

職員

職員

職員

※部長:部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

※財政統括監:財政課、税務課及び管財課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。(沖縄県行政組織規則第249条)